

八幡市環境審議会傍聴要領

第1 趣旨

この要領は、八幡市環境審議会会議(以下「会議」という。)の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

第2 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、会議のつど、会場の広さ等を勘案して会長が定める。

第3 傍聴の手続

傍聴の受付は、第2で定める定員を満たすまで、先着順で行うものとする。

2 傍聴人は、開会予定時刻までに、八幡市環境審議会事務局職員の指示に従って会場に入室するものとする。

第4 傍聴席に入ることができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他危険なものを所持している者
- (2) 会議の妨害となる器物等を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) テープレコーダー、カメラ、ビデオカメラ等を携帯している者。ただし、第6の規定により撮影又は録音することにつき、会長の許可を得た者を除く。
- (5) その他会議を妨害する恐れがあると認められる者

第5 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談話する、騒ぎ立てるその他の会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために

- 利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (4) 飲酒及び喫煙をしないこと。
 - (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
 - (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

第6 撮影の許可

傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

第7 八幡市環境審議会事務局職員の指示

傍聴人は、傍聴する際には八幡市環境審議会事務局職員の指示に従わなければならない。

第8 傍聴人の退場

傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

第9 違反に対する措置

会長は、傍聴人がこの要領に違反すると認めたときは、警告したうえで、退場させることができる。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年9月16日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年7月24日から実施する。